

研 修 報 告 書

令和5年5月16日

伊勢市議会議長 品川幸久様

公明党 吉井詩子

第28回社会保険旬報 地方から考える社会保障フォーラムに参加いたしましたので
下記の通り報告します。

記

研修日時 令和5年5月8日(月) 10:00~16:30

研修場所 自宅にてオンライン受講

研修事項 地方から考える社会保障フォーラム

研修概要及び所感

講義1 「特別養護老人ホーム施設長として地方自治体に望むこと」

西山正徳氏 一般社団法人メディカル・プラットホーム・エイシア代表理事

株式会社国際医療戦略研究所代表取締役

特養施設長は何を考えて仕事をしているかということを介護保険制度の現状、施設の現状、介護人材不足等をふまえて説明。方策と今後の課題についても述べられた。講師は元厚生労働省健康局長であり、現在は特別老人ホーム施設長をしている。制度の複雑さを誰よりも理解した上で施設長としての立場で発言しているので説得力がある。「最

5.5.16

期を迎えたい場所」についての調査では自宅が54%、病院など医療施設が28%、特養など福祉施設は4.5%という結果が出ている。講師の施設では看取りにも力を入れ「最期まで生きることのできる場所」を作ることを使命としているとのことである。亡くなった時は裏口からこっそりと人知れずではなく入居してきた正面玄関から、皆に見送られて、地域に戻るとのことである。伊勢市の施設での見送りの実情はどうか聞いてみたい。

介護の人材不足が言われて久しい。介護人材育成の教育システムが大学も含め足りていない。一方、そういう学部が定員割れになっている。介護にはナイチンゲールや野口英世のように理想となるモデルがなくモチベーションが低い。また現場においては高卒の若い有資格者と高年齢でベテランの無資格の職員が混在している、などの様々な状況がある。介護は生老病死のうち老病死とかかわる。厳しい、見たくないという理由からやめる人がある。人間関係もつらくなり退職理由の大きな要因となっている。厳しい状況であるからこそ待遇面のさらなる強化が望まれる。

介護人材不足の課題解決については外国人受け入れに関して、特に技能実習制度と特定技能制度についての説明に時間が割かれた。ちょうど4月28日に技能実習制度を廃止し、「人材確保」と「人材育成」を目的とする新制度の創設を求める中間報告書が有識者会議でまとめられたことを踏まえてのことであると思われる。「技能実習で国際貢献」という言い方は「上から目線である」という講師の表現は本質をついているのだろ

うし元厚生労働省官僚ならではの実感だと思った。新制度が地方でも機能し課題解決に向かうよう地方議員としても現状把握が必要である。

講義2 介護制度をめぐる動き

林 俊宏氏 厚生労働省老健局総務課長

介護保険制度の仕組み、基本的な考え方や改正の変遷、現在の議論の動向など説明があった。在宅サービスの強化については看護小規模多機能型居宅介護の充実が望まれる。

住まいについての課題が以前よりクローズアップされてきている。全世代型社会保障構築会議では令和22年12月に報告書が出された。その報告書にも住まいは独立した項目として挙げられている。住まいを社会保障の関連制度でなく社会保障として位置づけられたことは画期的である。住まい支援システム推進会議という機能が地方にも求められている。モデル地域としてニーズが顕在化している北九州、座間市といった都市部とがある。一方、ニーズが潜在的である岩沼市、輪島市といった地方小規模市があり伊勢市はこちらに当たると思われる。以前から一般質問でも都市整備部門と福祉の連携について強化するよう求めていたので今後はより具体的に質問していきたい。伊勢市は県下で初めて市営住宅に関して連帯保証人の廃止を条例で定めた市である。課題の明確化、対応体制の整備の課題研究など、モデル指定はされていないが現状把握のため福祉と都市整備部門の連携を深めるべきである。

さらに介護情報のICT化や科学的介護、日常生活介護総合事業、認知症施策などの

説明があった。また講義1と同様、介護人材不足についても説明があった。その中で経営の大規模化、協働化は新しい視点である。社会福祉連携推進法人による人材や物資の供給について一括調達をするというやり方の検討は人材不足の現状においては避けては通れないだろう。介護保険制度は複雑である。制度の内容を学ぶのは当然であるし、それだけでなく時代に応じた変化があるので、このような講義を積極的に受講し常に学び続けなければならないと感じた。

講義3「持続可能な社会保障のための地方議員の役割とは」

阿部敏樹氏 株式会社 Ridilover、一般社団法人リディラバ代表

講師は30代の起業家。社会の課題をすべてビジネスにつなげている。困っている事柄は経済合理性が高いという。講師の若さと風貌、べらべらとよく喋る様子、若い起業家に対する偏見からか、うさん臭さを感じた。が、だんだんと引き込まれ、新しい視点と発想の豊かさに興奮を覚える講義であった。

社会的課題に関してその構造を理解することがまず大事。社会問題の全体像や背景、関連性を解きほぐし整理することで、社会問題の裏にある社会システムの欠陥を明らかにしていく。あらゆる課題が整理されているので講義後の質疑応答ではどのような課題に対しても答えている様は圧巻であった。そしてユニークな発想に受講者はみな感心していた。

例えば、空き家施策は取り壊しや活用に目がいく。なぜ空き家になってしまったのか

という背景を考えたら福祉との連携は必須である。以前から質問等で指摘してきたが、この講師のようにきちんと課題を整理して発信しなければ納得を得て行政を動かすことにはならないのだと感じた。この刺激的な内容の講義を聴き、脳が若返ったので、今後の議会活動に活かしたい。

○オンライン研修について

講義と、出版物の案内など含めて朝から夕方まで一人で自宅でオンライン講義を受けるのは孤独ではあるが集中もできた。しかし講師と直接お会いするメリットはとても大きい。また資料も現地に行って紙でもらうと楽だなとペーパーレスに逆行する感想を持った。次回は会場参加をしようと思った。

以上

報 告 書

令和5年7月20日

伊勢市議会議長 品川 幸久 様

公 明 党
辻 孝 記

日本防災士地方議員連絡会の総会及び研修会と鎌倉小町商店会の視察に参加しましたので、下記のとおり報告します。

記

【日本防災士地方議員連絡会及び研修】

日 時：2023年7月10日(月) 14:00～19:30

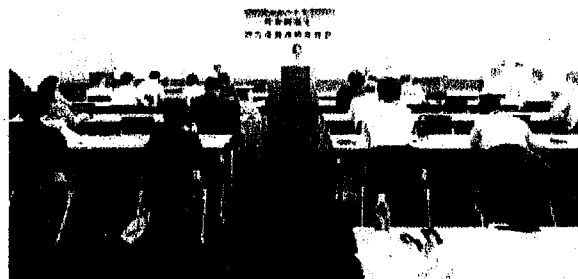
場 所：参議院議員会館 101号会議室

総 会： 今回の総会の主題は規約改

定で、これまでNPO法人日本防災士会の中で議員として果たせる役割を考え取り組んできたが、これからは、日本防災士会から離れて独立し、正会員（防災士資格を

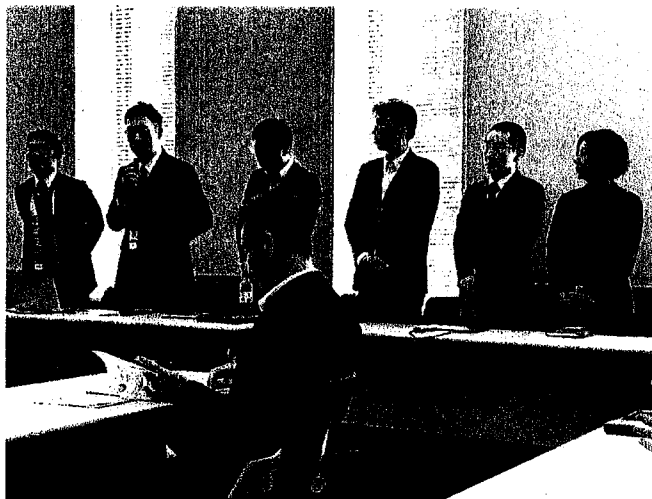
有する現職、前職、元職の地方議員）と個人賛助会員（防災士になろうとする議員及び議員になろうとする防災士）と法人・団体賛助会員（この会の目的に賛同し支援する法人）の3種が会員となれる日本防災士地方議員連絡会として新たにスタートした。そして、年会費を個人

3,000円、法人・団体10,000円とすることなどが決定しました。また、これまで同様、日本防災士機構と連携を取りながら会の発展を期した総会となった。



今回の会場等様々なところでお世話になっている自見はな子参議院議員からも挨拶がありました。

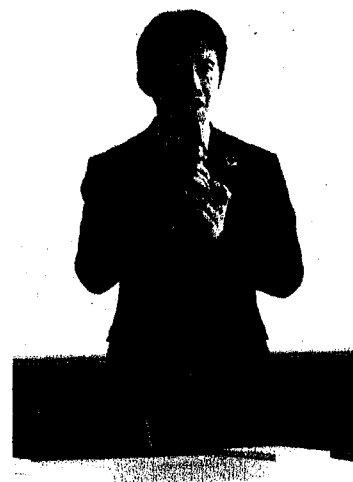
研修①： 株式会社NTT データから、ハイレジリエント社会の実現を目指しNTTデータが考えるこれからのデジタル×防災について、災害対応における「つながる・つかう・いかす」を実現するコラボレーションプラットフォーム「D-Resilio



の連携基盤」災害対応に有益なコンテンツデータ（災害等公共情報、気象情報、避難所情報、SNS 情報、人流情報、道路通行実績情報、衛星画像情報 等）の一元集約について説明を頂いた。

また、NTT ビジネスソリューションズ株式会社からは、自治体における避難所受付業務の DX 化について、災害発生後の復興時に活用できる「避難所受付支援サービス」の特徴である避難所受付業務の DX 化により大幅な業務効率化が可能で、避難者個人の QR コードを読み取ることで安価に導入ができ、現在、自治体が導入済みのシステムと CSV ファイルや API による拡張連携が可能になるという説明を受けました。

研修②： 弁護士・法学博士の岡本正先生から災害時の被災者ニーズと法制度について、防災士地方議員のためになる「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」をしていただきました。こんな時どうすれば良いのか？実際に先生が東日本大震災の被災された方々に弁護士として相談を受けた経験を赤裸々に話していただきました。その内容を少し紹介しておきたいと思います。



① 新築したばかりの家は全壊、家族は行

方不明……。いったいどうすればよいのか。途方に暮れています。

➡ まずは、「罹災証明書」を取りましょう

② アパートが被災し、退去を求められています。勤務先も被災で休業、収入がありません。

➡ 生活再建に際しては、トラブルが多発しがちです

③ 自宅が壊れて、キャッシュカードも通帳も紛失しました。健康保険証も見当たりません。

➡ 災害時は、貴重品等の紛失にも柔軟に対応します

④ 一家の大黒柱である夫を亡くしました。貯金もほとんどありません。当面の生活さえ見通せません。

➡ 被災直後の生活を支える給付金があります

⑤ 全壊した自宅は住宅ローンが残っています。公共料金など毎月の支払いも心配です。

➡ ローンや公共料金等の減免制度があります

⑥ 自宅を建て直す場合、何か融資はありますか。お金がない場合はどうすれば良いですか。

➡ 住宅の提供、被災者向け住宅融資など事情に応じて利用できます

といった岡本先生が実際対応されたもの。防災士であり、議員である私たちにできることそれは、様々な制度を知って繋げてあげることだと先生は言っておられました。すべてを知ることはできないが、災害時、被災した方々に寄り添ってあげること。大変勉強になりました。

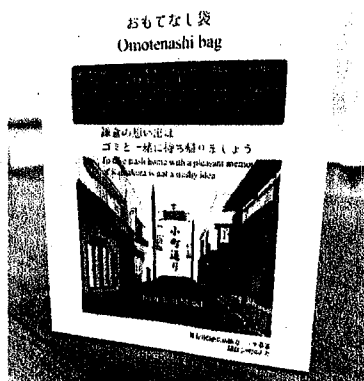
【鎌倉小町商店会視察】

日 時：2023年7月11日(火) 10:00～11:00

場 所：鎌倉商工会議所

視察内容：鎌倉小町商店会が実施した観光客へのごみの持ち帰りを薦めるキャンペー





ンについて、鎌倉小町商店会の今雅史会長から説明を頂いた。

このキャンペーンは、令和元年小町マナーアップキャンペーンとして執り組まれました。おもてなし袋（写真）とガイドパンフレットを街頭や協力店で令和元年12月21日に3,000部、22日に2,000部を配布。

街頭配布はサポートボランティア（鎌倉学園8名、鎌倉市役所6名、商工会議所1名、ひとまちネットワーク2名、一般3名、商店会会員10名）により配布され両日とも予定時間より早く終了したとのこと。協力店は、14店舗。

反応としては、事前のプレスリリースが効果的で周知している方が多くみられ、好意的な反応が寄せられ、おもてなし袋にごみを入れる人も見られ、事後のごみとして捨てられることも無かったとのこと。電車内でも持ち帰っている人が見られ概ね趣旨が浸透しているように感じられたそうです。

反省点は、インバウンド対応として日英表記のツールとしたが、中国の方々に向けた取り組みも必要だと思われたそうです。

伊勢市においても、観光客に対してごみの持ち帰りしてもらえようような取り組みが必要ではないかと思つづく感じた次第です。



報 告 書

令和5年8月9日

伊勢市議会議員 品川 幸久 様

公 明 党
辻 孝 記
吉 井 詩 子

自治体議会政策学会及び地方議員研究会の研修会に参加しましたので、下記のとおり報告します。

記

【第23期自治政策講座 in 東京】(自治体議会政策学会) 吉井議員・辻議員

日 時：2023年8月1日(火) 13:00～16:20
2日(水) 10:00～14:30

場 所：自動車会館2F大会議室(千代田区九段南4-8-13)



研修内容：8月1日(火)

13:00～14:30

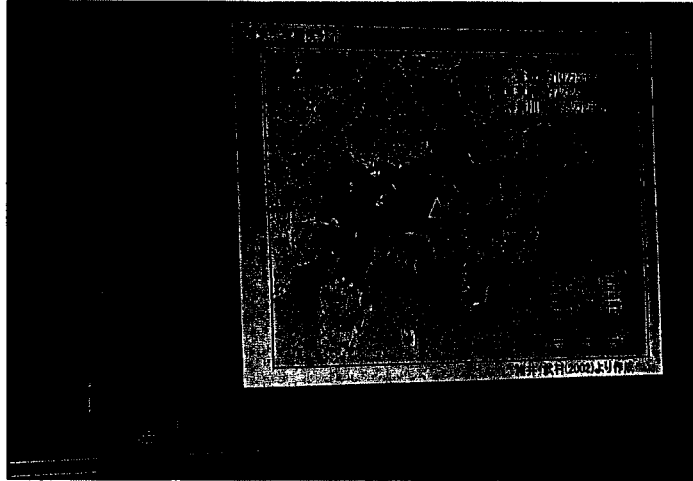
【第1講義】巨大災害に備える防災・減災

ー関東大震災の復興の歴史から学ぶ

名古屋大学減災連携研究センター 武村 雅之 教授

武村先生からは、1923年9月1日に起こった関東大震災について、先生が30年間の研究で関東大震災の震源や大規模余震群などを各地に残るデータや各地で調査した体験談等から導き出され、都市部と農村部での被害状況の違い、また、それぞれの復興をどのように果たしてきたかなどを教えて頂いた。

1923 年 9 月 1 日
午前 11 時 58 分に関
東大震災が発災（本
震 $M=7.9$ と言われ
ているが様々なデ
ータを基に計算し
なおすと実際は
 $M=8.1$ ）、その後余
震が 12 時 1 分（ $M=7.2$ ）、12 時 3 分
（ $M=7.3$ ）、12 時



48 分（ $M=7.1$ ）、9 月 2 日 11 時 46 分（ $M=7.6$ ）、18 時 27 分（ $M=7.1$ ）、
1924 年 1 月 15 日（ $M=7.3$ ）という大規模余震群があった。

次に復興について、農地復興はどのようにされたか。国の復興資金は東京と神奈川の都市部だけで、農村部には一切資金を出していない。罹災民への救援・救済は、郡役所が中心となって、県などへ働き掛けて、炊き出し米や飲料水の確保、さらに小屋掛けなどが行われることになっていた。その費用は、（1899 年制定の罹災救助基金法）府県市による罹災救助基金で賄われ、不足分は国が補助するとなっていたが、実際には義捐金が使われた。農村部の復興は、耕地整理組合を各地に設立させ公的な補助が受けられるように県農務課長の草柳正治が進めた。

都市部における復興は、帝都復興事業の予算として、帝都復興院の後藤新平総裁が 10 月末に 15 億円の予算を組むが、これには都市計画のみで復旧予算は含まれていなかった。国の公債（年利 5%）残高 43 億円への配慮がなかったが、井上準之助蔵相による予算（11 月）は 7 億円で公債発行限度額を 15 億円とし、そのうち、復旧費に 6 億円、火災保険の見舞金貸付に 2 億円、そして、残り 7 億円が帝都復興事業予算として組まれた。その後、様々な行き違い、政党による党利党略などで一時 4.7 億円まで減額されるが、井上らの頑張りで、東京・横浜の市債も含め 7 億円レベルの予算で実行できた。

大災害のあとの復興計画には、同じ災害にならないよう都市計画をしっかりとする必要があるが、それには、政治家の説得と市民の納得が必要だ。そのようなことを江戸時代の元禄地震の復興、安政江戸地震からの復興などを紹介されながら、また、第 2 次世界大戦後の復興についても

言及され、今まで聞いていなかった事柄など大変勉強になった。

14:50~16:20

【第2講座】行政のDX推進と自治体の課題

東京都立大学法学部 大杉 寛 教授

大杉先生からは、自治体行政にとってDXとは何かについて話があった。①DXへの不可逆な流れとSociety5.0時代に求められる普遍的な価値・理念とDX。デジタル社会の形成が「持続可能性」「ウェルビーイング」といった普



遍的な理念と・価値と接続させることで従来のOA化、IT化等オフィス・業務の改善とは根本的に異なる点にある。

②国によるデジタル関連の法整備と自治立法による対応として、個人情報保護制度の共通ルール化、独自条例の制定などが必要だ。例えば、「官民データ活用推進基本条例」（横浜市・北九州市）、「東京デジタルファースト条例」（東京都）などがあげられる。

③国の施策の“転換”と自治体の実装：デジタル田園都市国家構想と地域創生を狙った岸田政権で打ち出されたデジタル田園都市国家構想（地方創生×DX×GX）について話をしました。

④求められるトランスフォーメーションはアジャイル（機敏）な行政へと変容すること。DXに至る3つの次元として、アナログ・データのデジタル化（デジタイゼーション＝digitization）、業務のデジタル処理化（デジタルライゼーション＝digitalization）、デジタル技術による変革（デジタルトランスフォーメーション＝digital transformation）が必要。

自治体DXへの展望として、普遍的な価値・理念を基盤とした取り組みが必須。DXは手段：DXを手段とした地域づくり、DXを媒介と

した多様な連携・交流（協創）、DX を基盤とした共創こそが狙い。地域の実情に合わせた“場づくり”と“機会づくり”が DX による創発であり“人財”が決め手である。デジタル人材の確保・育成（離職防止と再確保）と EBPM（evidence-based policy making）マインド醸成を期待されていた。行政の DX 推進には大事な時期に来ていると感じました。

8月2日(水)

10:00~11:30

【第3講座】少子化に挑む「子どもにやさしいまちづくり」

日本ユニセフ協会子供にやさしい街づくり事業（CFCI）委員会委員長
大妻女子大学教授・千葉大学名誉教授 木下 勇 教授

木下先生からは、子ども基本法が制定され、子ども家庭庁の発足で何が変わるのかについて話があった。子どもの権利条約が1989年に国連で採択され1990年に発効され、日本は1994年4月に批准したが、具体策に欠け昨年「子ども基本法」「子ども家庭庁設置法」が可決。この間、失われた30年と評されるように、今後、子どもの権利を守り、少子化対策を根本的に考えるなら、これまでの中央集権体制を見直し地方自治の充実、そのための支援、パートナーシップを推進するものにならなければならない。

こども基本法第11条に「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とあり、いかにこどもの意見を反映するか？

また、第12条に「国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とす

る事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢または居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」とあり、いかに総合的かつ一体的にパートナーシップの推進になるかが問われている。

そこで、先生から成熟した社会において、中央集権体制そのものの国の形を変えていく必要がないか海外と比較し、成熟した社会とは何か、子どもの生活圏、内容を考えても、きわめてローカルガバナンスが課題になってくると教えていただいた。

海外の取り組みが紹介され、「こどもにやさしいまちづくり」とは、①子どもの参画：子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促す。②子どもにやさしい法的枠組み：子どもの権利を順守するように法的な枠組みと手続きを保証する。③都市全体に子どもの権利を保障する施策：子どもの権利条約に基づき、子どもに優しい都市の詳細な総合計画と行動計画を定めて実施する。④子どもの権利の部門又は調整機構：子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保証する永続的仕組みを構築すること。⑤子どもへの影響評価：子どもに関わる法律や政策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続が保障されること。⑥子どもに関する予算：子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保証すること。⑦子どもの報告書の定常的発行：子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保証されること。⑧子どもの権利の広報：大人や子どもが子どもの権利について気づくことを保障すること。⑨子どものための独自の活動：子どもオンブズマン、子どものコミッショナーなど子どもの権利を促進するために活動している NGO や独立した人権団体を支援すること。以上の 9 点を原則が「子どもに優しい都市」の形成が成り立っている。

ドイツのミュンヘンでは、「市の総合計画の理念に“ミュンヘンで遊ぼう” 子ども家族に優しいミュンヘン」がユニセフ「子どもに優しいまち」優良事例として紹介されている。

日本型子どもにやさしいまちモデル検証作業参加自治体をして、ニセコ町（北海道）、安平町（北海道）、富谷市（宮城県）、町田市（東京都）、奈良市（奈良県）の 5 自治体が参加。（その内容は別紙資料）

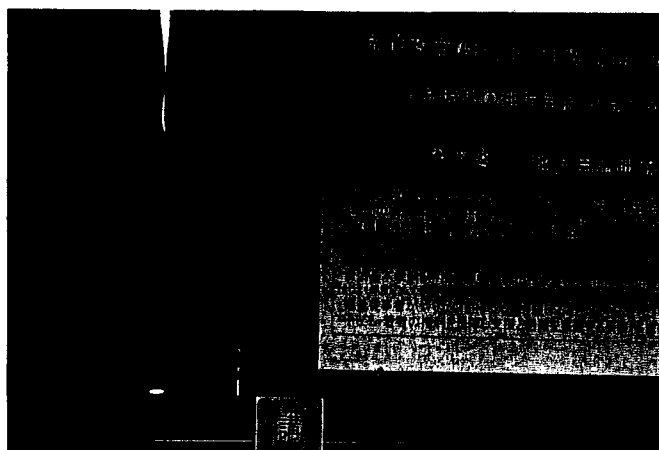
大変興味のある講座でした。一度視察してみたいと考えます。また、次回の検証作業参加自治体も募集されるところ伊勢市も取り組む価値はあるのかなと感じました。

【第4講座】先進政策のヒント行政・議会・市民が取り組むべきこと
—令和時代の地方自治・未完の地方分権改革を超えて—

地方自治研究者・政策起業家・元相模女子大学教授 松下 啓一 氏

松下先生からは、これまでの地方分権改革の成果や公共の変容・自治体の政策対象の広がりから公共を担う市民が重要になってきていることについて話があった。

もう一つの住民自治を促進するため、自治の当事者として主体的に行動する住民を醸成する必要がある。地方自治法では、住民が主語の規定は第6条のみでチェックする規定だけ。2000年の地方分権改革では、団体自治



改革にとどまっている。これからの令和時代の地方自治は、まちの当事者として主体的に行動する住民を増やすことだ。

まちの当事者として主体的に取り組む仕組みとして、先生がアドバイザーとして関与された愛知県新城市の住民自治を推進する条例について紹介された。市長選挙公開政策討論会条例＝市民の主権行使の前提条件を整備する。立候補予定者が選挙前、市民の前で政策を論じる討論会を公設で行う。公開政策討論会の設営を市の事務事業の中に組み込むなど明記。これは、主権者が主権を行使できるようになっているか、市民の知る権利、市政参加権などを基本原則に据えている。

また、若者条例・若者議会条例＝若者が自治の主体にする。これは、若者会議をつくり、若者に1000万円の予算提案権を付与するといったもの。若者議会は、市長の付属機関として20名を定数とし、非常勤特

別職公務員の地位を与え、概ね 16 歳から 29 歳までの市内に在住、在学または在勤する者。任期は 1 年（ただし再任は妨げない）で報酬は 1 回 3,000 円。

また、先生から自治会・町内会の具体的な改革提案として、新しい公共領域の政策が必要で、私的自治（自助）にはゆだねられない・放置し置くわけにはいかなかった新しい問題。空き家問題、ごみ屋敷問題、孤立死問題など行政は苦手な新しい担い手やこれまでにない施策が求められている。住民が住民を支えるまちとして、大津シーハイツ・サポートクラブを紹介。これは、国や自治体では対応できないものを住民が互助組織をつくり住民をサポートするというものでした。

支える人を支える政策として、新城市の「福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」について、条例制定に至った背景、全体像等説明され、内容や推進体制等資料に基づいてお話がありました。

新しい政策の提言を聞いたような思いになり、紹介された自治体などを視察しに行きたい気分になりました。

【国の動きと制度の基礎的解説講座】（地方議員研究会）辻議員

日 時：2023 年 8 月 3 日（木） 10：00～16：30

場 所：リファレンス新有楽町ビル（千代田区有楽町 1-12-1）

研修内容：8 月 3 日（木）

10：00～12：30

地方財政の基礎「歳入」

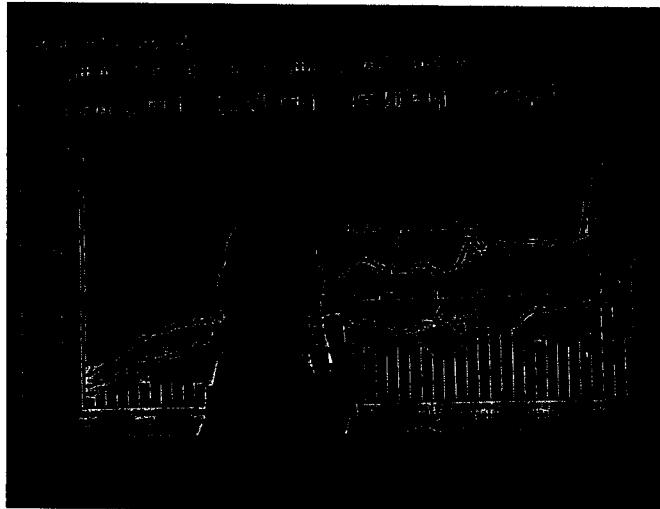
14：00～16：30

地方財政の基礎「歳出」

甲南大学 経済学部 足立 泰美 教授
（医学博士・国際公共政策博士）

足立先生からは、午前の部では、令和 5 年度の地方財政（歳入）の概要と課題について説明があった。コロナ禍により、度重なる補正予算もあり、コロナ前の 2019 年度の約 109 兆円からコロナの影響が本格化した 2020 年度には 185 兆円に膨らんだ。翌年度への繰り越しはこれまで 5 兆円前後だったのに対し約 31 兆円と前例のない規模になった。

膨れ上がった歳出の多くは、国債などの公債金で調達され、20年度の公債金額は約109兆円となった。税収と歳出の推移を描いたグラフは「ワニの口」と呼ばれ、下顎は伸び悩む税収を示し、上顎は増え続ける歳出を表す。そして、上顎の先端、鼻の先に「ワニの角」が生えた格好だ。



そこで、地方財源の確保、地方交付税の確保、臨時財政対策債の抑制について、基礎的知識として、地方税の仕組み、地方交付税の仕組みと臨時財政対策債の仕組みについて丁寧に教えていただきました。

そして、データによる検証として、財政指標の見方（実質赤字比率、連結実質赤字比率等）や近年の財政指標の傾向について、決算カード等を用いて説明されました。

午後からは、地方財政の予算編成（歳出）についての講座。令和5年度地方財政（歳出）の概要と課題について、国の貸借対照表と債務残高、地方財政（歳出）の概要、経営・財政運営について説明があり、基礎的知識として、歳出構造と社会保障費、プライマリーバランスと公債、目的別歳出と性質別歳出について丁寧に教えていただき、令和5年度の一般行政経費として、デジタル田園都市国家について、地方創生について、防災・減災と社会インフラについて等、行政がどうしても必要となる経費等の説明を頂いた。伊勢市でも課題となっている、公共施設総合管理計画の通り実行していこうとすると財政的な問題が生じないか大変疑問に思っている。伊勢市の公共施設についても6月議会で議論したが課題山積ということがよく理解できた。

研 修 報 告 書

令和5年9月11日

伊勢市議会議長 品川幸久様

公明党 吉井詩子

地域後見推進プロジェクトフォローアップ研修を受講いたしましたので下記の通り報告いたします。

記

研修日時 2023年 9月2日(土) 10:15～17:15

研修場所 自宅にてオンライン受講

内容と所感

講義1 成年後見制度の動向 山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授

開会の辞で遠藤英嗣氏が言われたように成年後見制度は過渡期である。

後見爆発の時が来るといわれてきたが、まだまだ利用しようという気持ちがない人が多い。もっと被後見人の立場にたち、温かく見守る制度に変わらなければならない。第二期基本計画では成年後見制度の見直しの必要性についてまとめられ、現在法の改正などの検討が進められている。

講師は成年後見制度のあり方に関する研究会の座長である。この研究会で府関係機関とともに検討を年度末にまとめ、2026年に国会提出を目指してい

る。

令和4年3月に第二期成年後見利用促進計画が閣議決定されたが、まだまだ課題が指摘されている。課題ごとに解説がなされた。

その課題とは、後見等（保佐、補助も含む）の開始における弾力性の付与の適否、成年後見人等の選任解任のあり方、3類型について、取消権、報酬などであるが、大きくは障害者権利条約に基づいて国連からも指摘されている後見人の人権に関して制度をどうしていくかである。

精神上の障害により、事理を弁識する能力に欠くという常況にある人が誰でも制度を利用するかというとそうではなく、自宅売却や相続問題への関わりなど、きっかけがあつて、初めて利用を考える。また代理権は包括的な性格をもつので被後見人の人権という根幹的な課題をはらんでいる。それから、本人が保佐を望んでも後見が開始される場合もある。これは障害を個人に原因があるとする医学的モデルを根拠にしているのではないか。後見等の終了においても、始まった後見は終わらないことや民法において弁識能力を欠く常況になくなったと認められるときに後見開始取り消しがされるが、認知症が治ったとどう判断するのか、など現実とそぐわない点がある。

虐待、支援拒否、困難事案等が増えている現代において民法の改正も含めて社会保障関係の法律も変え、地域社会の福祉として社会生活上の意思決定支援のさ

らなる充実が必要である。社会基盤の充実を整えたうえでの市民後見の定着が福祉全体の充実につながると感じた。

講義2 地域に根ざした法人後見活動の実践

一般社団法人しんきん成年後見サポート沼津 海田新也氏、福島輝美氏

金融機関が主体となり設立され、後見法人としては品川区のしんきん成年後見サポートについて2番目である。法人後見だけでなく任意後見も積極的にサポートし、また死後事務や遺言書の作成サポートなど高齢者の総合サポートを目指している。利用者にとっては金融機関ならではの強みが活かされ信頼できるものである。設立以来6年間トラブルもないとのことである。高い精度の財産管理が可能であるが身上監護については未経験である。そのため毎月面談も実施し、福祉関係者との連携を密にしている。福祉機関が民間の福祉以外の専門機関と連携することにより、地域の福祉が向上していく好事例であると思う。

伊勢市においてもこのような金融機関による関わりがあればよいと感じた。

講義3 本人の希望を軸にした支援を

一般社団法人 SADO ACT 本間奈美氏

新潟県佐渡市において障害者相談支援事業、障害者アート事業に取り組み権利擁護サポートセンターを開設し法人後見を実施している。

佐渡市は高齢化率が45%に上る。「後見爆発」というものを実感しているという。佐渡モデルとは市民後見人が単独受任をするためにサポートセンターや周囲が支える仕組みのことである。法人後見のスタッフから単独受任に至るまでには相当の訓練をしたのであろうと想像する。また受任後は後見センターが市民後見人を支援し裁判所に出す書類等、報告書のチェックもしてくれる。市民後見養成にはフォローアップ研修もしている。事例紹介と現場の苦労についても紹介があり、現場の声は説得力があると思った。特に認知症の人の意思決定の難しさについては苦労の多いことである。

伊勢市において高齢化率は、まだ40%に達していない。後見爆発という事態には至っていないとは言え、相続や終活に関する相談が増えてきている。

伊勢市成年後見センターきぼうによる市民後見人養成も始まっているが、単独受任はできていない。8月26日に開催された伊勢市の市民後見養成研修で紹介された尾張東部権利擁護センターにおいては、第1期～4期までに市民後見人バンク登録人数は55人であり、受任総数は37件である。市民後見人の受任要件は紛争性がなく、居所が安定し、見守り中心の案件である。そこにはやはり困ったときにはセンターがある、報告、相談ができるという信頼の上に成り立つものである。

伊勢市において福祉を進めるにおいて大きな課題は担い手の不足である。

一人の人が多くを引き受けるのではなく、多くの市民が少しずつ、できることをし支えていく、そしてその支え手を支える仕組みづくりが大事である。

第一講義で地域福祉の充実という話があったがそれをまさに実現しているのが第2第3講義の事例であると思う。

第4講義は事例検討であった。事例検討を実際に繰り返すことが経験になると思う。相談を受けてみないとわからない、受任してみないとわからないことがたくさんある。支える人同士の連携を深めるための中核機関として伊勢市のセンターが、さらに役割を果たせるように期待したい。

報 告 書

令和5年11月13日

伊勢市議会議長 品川 幸久 様

公 明 党
辻 孝 記

令和5年度「第2回市町村議会議員特別セミナー」に参加しましたので、下記のとおり報告します。

記

日 時：2023年10月30日(月) 13:00～31日(火) 12:30

場 所：全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）滋賀県大津市

研修内容：

10月30日(月)

【開校式】13:00～13:15

【講義1】13:15～14:45

「常にさらなる進化を目指して～組織作りとリーダーシップ～」

帝京大学スポーツ局長スポーツ医科学センター 岩出 雅之 教授

岩出先生からは、全国大学ラグビーフットボール選手権大会で監督として9連覇に導き日本代表にも多くのラグーを輩出した経験から組織作りについて講義があった。

人材が育つ組織作りは、心の成長に合わせた指導が重要。組織作りの基礎はマズロー欲求5段階説（人間の動機づけの源）生理的欲求～安全欲求～社会的欲求～承認欲求～最後に自己実現に到達 この5段階が基本。一人ひとりの個性を生かして活躍させるには何が必要か、育った環境、幼児期・児童期・青年期・成人期の特徴を捉えること。

人材育成の3つのポイントとして、①心理的安全性、②支援（伴走）、③経験学習サイクル。3要因が密接結びつくことで「強い組織」がつ

くられていく。安心して自分らしく、発言や行動ができ、互いに高めあえる活動環境。生産性が高く向上するチームの共通点は皆が協力し合う集合知がメンバー個々の有能性よりも大きいこと。

学生を成長させる取り組みとして、心理的安全性作り「脱体育会系」に取り組みチームの心理的安全性を高める。従来は、先輩が上、後輩が下という関係だった。しかし、それを先輩が後輩の世話をし、後輩の雑務を軽減させることにより、心身の余裕を作ること。そして、自分にとって困難なことでもこのチームなら乗り越えられると感じる関わりの文化、伴走と補完でチームを好きにさせる「思いやり」の文化を構築することで組織が強くなると現代社会が抱える課題や強い組織づくりに必要なお話をたくさん聞かせて頂いた。今後の議会活動に活かせるようにしたい。

【講義 2】 15 : 05 ~ 16 : 35

「今後の地方自治のあり方や議員に求められる役割」

法政大学総長 廣瀬 克哉 総長

廣瀬先生からは、現在の社会情勢を次のように話された。

今こそコロナ期の振り返りをして欲しい。コロナ禍でリスクコミュニケーションの課題が見え、危機が政治的リーダーシップへの評価につながらず、「合意的知識」の不成立と分断が浸透し定着。市民は自分が好むメッセージだけを受け取り、情報に対してローカルな情報の分析と発信が薄くなってしまった。自分が信じる仮説を支持する情報だけに接する傾向にあり、自分の設定やシステムの「お奨め」機能によって快適に感じる情報だけに包まれてしまう。そういう社会になってきている時、地方議会が市民にとって居心地が悪いけれども遮断できない情報環境に変えていき、市民とのコミュニケーションの場にしていく努力が必要になってきた。

これらの経験から何を学び、教訓としてコロナ禍で見えてきたもの、改善すべきものを議会、議員としてどう受け止め発信していくのかその責任を今問われている。

議会の機能継続（議会版BCP）のためにオンライン議会など議会という機関の機能継続を今しっかり検討し、自治体の議決機関としての議会が想定される危機的な事態においても機能を継続できる仕組み

を備えること。議決権は自治体にとって非常に重要な権限であることを踏まえて。議会によるチェック機能が健全であるためには、議会对応の業務負荷が一定程度伴うが、非常時だからと言って粗っぽい判断や執行でよいというわけではないので「行政の足を引っ張らない」かつ「行政に丸投げしない」ことが議会版BCPの持つ役割である。

次に先般行われた、統一地方選で見えてきた課題について話され、先の統一地方選では、空前の激戦になったところや無投票になったところと多極化している。また、生業と議員活動の両立が可能な人の減少や伝統的な「地域代表」の引き受け手不足といった議員の担い手の変化をどう受け止めるか。そのためには、議会、議員の役割を多くの人に知ってもらう必要があり、意識をもって議員の担い手を育てることが大事ではないか。

3点目に議会改革の課題はコロナ前からそのまま持ち越されていること。初期に議会基本条例をつくった議会は自己点検を行い改善を重ねている。また、新人議員に議会改革の継承を促し、目指す議会像（議会の役割がどのように実現されているべきか）を言語化し共有する作業の繰り返しが必要であると。議会改革の軸であり、最も難しい課題の一つが「議員間討論」である。質疑、質問は討論のための素材を引き出すための時間であり、提出された議案の賛否の判断材料を吟味したプロセスの公開のためにも議会の討論の場が大事。先生からは、議会は議案をチェックするだけではない政策づくりの当事者として取り組むことが薦められ、政策をつくるということを理解していれば、質問、質疑での提案にも説得力が増すことを知って欲しい。政策は議員だけで仕上げる必要はなく、行政の知恵や情報、外部の有識者や当事者から知恵を借りる力も含めて政策力を向上させて欲しいと。

今回廣瀬先生から、地方自治のあり方、議員に求められる役割等多くの課題を突き付けられた気がしました。

10月31日(火)

【講義3】9:00～10:30

「地方自治行政の課題と将来について」

元総務事務次官 黒田 武一郎 氏

黒田氏からは、先ず、令和6年度予算の概算要求に当たっての基本

的な方針について話があり、その中でも地方交付税が5年度比で2,079億円増の18兆3,611億円で調整されていることや総合経済対策の策定について令和5年9月26日の閣議の内容を説明頂いた。

次に、地方行財政の安定的な運営のため、国と地方の税財源配分と地方歳入の状況や人口減少・少子高齢化の対応として、2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通しを内閣官房の資料を基に説明され、将来推計人口における高齢化率、閣議決定された「子ども未来戦略方針」で示された加速化プランの実施する具体的な施策や財源の確保について説明頂いた。

次に、インフラの老朽化対策、国土強靱化の推進について、災害が激甚化・頻発化してきている現状を踏まえ国土強靱化の推進は必要。また、どの自治体も課題となっている公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定など待ったなしの現状であることやデジタル社会に向けた取り組みや2050年カーボンニュートラル宣言への取り組み。これは、国だけでできるものではなく地方公共団体とともに取り組むべき課題であること。また、GX実現に向けた基本方針（今後10年を見据えたロードマップ）は、地域脱炭素に向けた「重点対策」を実施し、地域脱炭素を加速化していくため政府による財政的な支援も活用し、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し需要を喚起させること。第33次地方制度調査会の審議項目から国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の役割分担等についてお話を頂いた。

最後に講師が地方議会に対し、地域の将来のために次のような期待をされた。①役場組織と適度な緊張感を持ちつつ連携し、地域の将来を考え続ける専門家集団。②4年間というまとまった在任期間中、継続して地域課題と向き合い、提言する立場。③それぞれの多様な経験を活かした、行政とは異なる視点からのアプローチ。④人生100年時代における「自助・互助・共助・公助」についての最適化。

- ・目の前の課題への機動的対応と、中長期的視野からの戦略的対応。
- ・常に課題となる「積極戦略（攻め）」と「適応戦略（守り）」のバランス。
- ・そのために必要とされる「好奇心」と「システム思考」そして良い意味でのしつこさ

プロとしてのプライドをもって、大いにご活躍を！ と

【講義4】 10:50~12:20

「食べチョクが考える持続可能な一次産業に向けて」

株式会社ビビッドガーデン 秋元 里奈 代表取締役社長

講師は、1991年神奈川県に生まれ、母の実家が農業を細々としていて、母親から農家は儲からないから継ぐなと言われ、母子家庭でお金のない中、大学に進学。慶応義塾大学理工学部を卒業後、株式会社ディー・エヌ・エーに入社。Webサービスのディレクター、営業チームリーダー、新規事業の立ち上げ、スマートフォンアプリのマーケティング責任者などを経験され、2016年11月に一次産業分野の課題に直面し株式会社ビビッドガーデンを創業。2017年8月にこだわり生産者が集うオンライン直売所「食べチョク」を正式リリース。リリース3年で認知度／利用率No.1の産直通販サイトに成長。2022年国内通販サイト3年連続No.1を達成。ユーザー数は90万人を突破。全国から9,000軒以上の農家・漁師が登録する。農作物だけではなく、肉・魚・乳製品・加工品・お酒等幅広い商品を手掛ける。

通常、中小規模農家の農業所得は200万円未満だが、食べチョク登録者の中には、月に1,000万円以上売り上げる生産者もいる。生産者別の月間最高売り上げは、野菜では705万円、果物では939万円、畜産物では1,035万円、水産物では1,479万円という実績を持つ。

食べチョクでは、生産者同士のノウハウを共有する「食べチョク学校」を開催。上手な梱包やリピート率向上のためのコツなど、EC販売の知見が得られる取り組みをしている。また、新型コロナウイルスや自然災害などの非常事態に際して、売上の早期入金や販促支援、応援チケットの販売など多角的な支援を実施し、非常事態における生産者サポートを行っている。SDGsに取り組む生産者の販促強化もしている。

また講師は、2020年4月にアジアを代表する30歳未満の30人「Forbes 30 Under 30 Asia」に選出。2020年9月に報道番組「Nスタ」の水曜レギュラーコメンテーターに就任。その他「セブンルール」「カンブリア宮殿」などに出演。

【閉校式】 12:20~12:30

今回の研修も大変有意義な研修となりました。 以上

研 修 報 告 書

令和5年11月22日

伊勢市議会議員 品川幸久様

公明党 吉井詩子

第23期自治体政策講座 in 東京Ⅱに参加いたしましたので下記の通り報告します。

記

研修日時 令和5年11月9日(木) 13:00~16:20

令和5年11月10日(金) 10:00~14:30

研修場所 自宅にてオンライン受講

研修事項 議員力・議会力UPで自治を育む一地域を変える

研修概要及び所感

講義1 「多様な人が暮らしやすいまちづくり ジェンダー平等の実現へ 必要な制度
と取り組み」三浦まり氏 上智大学法学部教授

SDGsは環境問題ととらえている人が多いが、ジェンダー平等の実現はSDGs全
体の目標である。あらゆる政策にジェンダー視点での横串が必要である。

2023年の日本のジェンダーギャップ指数は世界で教育部門は47位、健康部門は
59位だが政治分野では138位である。これは首相、閣僚、衆議院議員の数で決める
からである。参議院議員の女性比率は26%になり地方議会でも女性比率はだんだん増

えてきた。しかし地方議会においては0～1人という議会が4割を超える状態である。

先の内閣改造では閣僚の女性比率は増えたが副大臣と政務官は当初0であった。衆議院

議員^員運営委員会の写真は国会参観者のパンフレットに使用されるが男性ばかりである。

世界から遅れをとっていることを強調しているようなものである。

男性政治の担い手は、健康で異性愛で、ケア責任がなく、ほぼすべての時間を政治に使うことができる。男性だけの政治では意見に偏りがあり男女それぞれの困難に寄り添うという発想に乏しくなる。また、男社会においては、男性が抱える困難を打ち明けることができない。ジャニーズ性被害がなぜ20年間も解決できなかったのか、男性であるがゆえに悩みを打ち明けることができない、そういう社会をつくってきた男性政治の弊害である。女性が立候補しやすく活躍しやすい環境を整え、まずは地方議会に女性を増やさなければならない。そのための工夫や先進事例などが示されたので参考にしたい。

講義2 教えてドクタープロジェクト 子育ての不安に応える地域医療

坂本昌彦氏 佐久医療センター小児科医師

長野県佐久市と医師会が支援をして佐久医療センター小児科医師とクリエイターにより子育て家庭と医療現場をつなぎ共通言語を作っているのが「教えてドクタープロジェクト」である。たとえば、市販薬について、救急車を呼ぶかどうか、乾電池の誤飲についてなどの情報を提供。子育てをしている親は不安がいっぱいなので適切に情報が提供されることはありがたい。例として、子供は溺れるとき騒いでバシャバシャすると親は

思い込んでいるが実は静かに溺れることが示されている。このことはドラマやアニメでも紹介がされている。情報提供の方法は冊子、出前講座、無料アプリ、SNS である。イラストや漫画、カルタによる情報提供などもされ、子供にもわかりやすいということは最も大事なことである。

保護者の家庭内看護力の底上げが目的である。SNS のメリットの一つは体験談が集まることで実態調査につながることである。アプリや出前講座は小児科医とつながりやすく子育ての安心につながる。アプリと対面を両方活用することが効果的である。また子供自身が危険なことを知っていることが大事。6歳の女兒が弟にブドウを食べさせ気道がつまり障害が残ったという例をあげられ、子供が学ぶことの大切さを思い知らされた。

アプリは Google の推奨アプリとなっており佐久市民でなくてもアクセスできるが、今後、このような考え方が全国に広まればよいと思った。

講義3 政策実現と質問力ー市民が見える議会に

大正大学社会共生学部 公共政策学科 江藤俊昭教授

江藤教授の講演を聴くのは何回目かわからないが、議会とは、議員とは、との原点をいつも考えさせられ、総合計画が市の施策の要であると認識を新たにさせられる。

一般質問については、質問構築の基礎からの話があった。改めて総合計画に照らし合わせた質問をしなければならないと思った。

一般質問はあくまで個人のものである。一般質問による政策提言から何か少しでも市

政に反映させることができるのは議員にとって最大のやりがいである。しかしそこで終わってはいけない。議会として政策提言する仕組みの中で、一般質問から課題を抽出し皆で議論し皆のものとしている議会もある。一般質問を全議員で確認し効果的な質問に磨き上げる議会や質問した全議員による反省会をする議会、「検討する」との答弁の経過を議会だよりで追跡調査をする議会、当局に報告させる議会、重要なテーマを所管事務調査の対象とする議会などがある。質問を機関としての議会の質問とする手法は豊富である。

しかし、これは議員力アップと連動する。まずは議員力をあげる、きらりと光る質問をすることが必要である。議員にとって議案審議が一番大事で、責任のある重い使命である。一般質問も個人のものだけでなく議会のものとして取り上げていくなれば一般質問は議員にとってやって当たり前の仕事であると思う。途中で見た犬山市の動画が印象的であった。犬山市のピアンキ氏は伊勢市の議員研修にも来てくれた元議長である。フリースピーチ制度で小学生と母親が制服について議場で要望。議員が質問をして市民が答えていた。傍聴の市民も多くいた。後日、議員全体でどうするか全員協議会で議論し、その中の一人の議員が、自分が一般質問をすると述べ、他の議員がそれに賛成する。一般質問が個人のものでなく全員のものとなり、変な答弁であったら全員が反発をするという。

市民による模擬議会が行われている議会もある。

取



予算・決算を読み込むポイント

明治大学 星野 泉教授

自治体財政の課題としては、財政確保への努力があげられる。

以上

研 修 報 告 書

令和6年2月15日

伊勢市議会議員 様

会派名 公明党
議員名 吉井詩子
辻 孝記

研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 令和 6年 2月 9日(金)11:30～2月11日(日)12:30
- 2 場 所 大津プリンスホテル
- 3 研 修 名 アメニティフォーラム27
- 4 内 容 別紙参照願います。
- 5 所 感

アメニティフォーラムも27回目を迎える。コロナで中止になったり縮小されたりした。

が、それを乗り越えての開催である。全国から福祉の関係者が集まる一大イベントである。今年は、参加者は多いが、かつてのイベントムードは薄いように感じた。特にアールブリュットの作品展示がなかったのは残念だし、福祉関係の書籍販売も規模が小さく、最終日の滋賀県のお土産コーナーもなかったのは寂しい限りであった。

しかし、障害者差別解消法が成立するきっかけもこのフォーラムでの議論からである。講師となった福祉の関係者や国会議員もこのフォーラムが新しい歴史を作るのだという意気込みで参加しているのが汲み取られる。高次脳機能障害者基本法についても成立に向け超党派の国会議員が一致団結する姿が見受けられた。また「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を世界に紹介し関西万博を発信の場にとのアピールもあった。

どのシンポジウムを聴講するか悩んだ、かつてのアメニティフォーラムほどではないがそれでも盛りだくさんのプログラムがあった。すべてを聴くことはできない。参加したシンポジウムの中から抜粋して所感を報告したい。

○司法×福祉は次のステージへ 地域生活定着支援センターと15年の歩みと、法務省のモデル事業 田島光浩(南高愛隣会理事長・医師)

高原伸幸(全国地域生活定着支援センター協議会代表理事)

地域生活定着支援センターは福祉支援が必要な罪を犯した高齢者や障害者が安定した生活を送ることができるように支援している。司法と福祉の連携を進めている。実際には福祉の職員でもかかわったことがない人もいる。

重層的支援が進められているが、そのネットワークとも距離があると感じられる。2025年からは刑務所にも福祉的な視点が入り改革される。

定着支援の人は当事者の相談にも乗ってくれるし、関わりを持ってくれるが市の福祉とどうつながるかという場面では十分でないように感じる。県の後方支援が必要であると思う。また地域定着は受刑中からするべきといわれるが、環境調整を担う保護司が途方にくれないように地域定着センターと行政が連携することが重要である。

○ 移動から考える未来 移動支援の拡充、地方にインフラ、公共交通のアクセシビリティ、全部実現するために、みんなで作戦を考えます。

中根博（全国移動サービスネットワーク理事長）今村登（DPI 日本会議事務局長）古川康（衆議院議員）蒲原基道（元厚生労働省事務次官）

全国移動支援ネットワークは移動支援について早くから取り組んでいる。空白区の課題、人口減少、人材不足の課題は全国共通である。

運送法など様々説明や自家用有償旅客運送の事例や課題などの説明があり勉強になった。

また、ユニバーサルデザイン化、バリアフリーになっても高速バスに車いすで乗れない、車窓が楽しめない、鉄道ではUDが進んでも駅が無人化や駅から先の移動ができないなど当事者の声は深刻である。あくまで当事者目線が大事であることを改めて感じた。介護保険の日常生活総合事業における地域住民による集いの場への送迎を基本とした移動支援の広がり必要性を改めて認識することができた。

○ 当事者と支援者の「お金」について学ぼう

意外と知らない年金の仕組みと、現在行われている年金改革の議論について社会福祉法人の福利厚生事業で、iDeCoやNISAを始めているところの報告も

菊池馨実（早稲田大学教授）高木美智代（公明党顧問）橋本泰宏（厚生労働省年金局長）岡部浩之（清心会理事長）又村あおい（全国日本手をつなぐ育成会）

アメニティフォーラムでお金のお話が取り上げられるのは今回初めてである。国でも主に議論されてきたのは老齢年金である。障害年金については関心を持つ人も少なかったとのことであるが、障害年金も、いつ自分が関係するかわからないので知識はもっておくべきである。

障害年金は、とにかく初診日が重要である。しかし証明が難しいケースもある。

これからの国の議論で初診証明にかかる運用の柔軟化に期待したいと思う。

企業型確定拠出年金を取り入れている事業所、職員に資産運用や投資信託の研修をしている事業所もあるとの事。また、がん保険の補助をして40代、50代の従事者の定着率が上がった事業所もあるとのことである。何となく福祉

の世界で投資の話など不謹慎という意識があるのかもしれないがそれを変えなければならない。

年金の基本について、知らないことも多くあるので説明があり参考になった。

○ 超高齢化・人口減少の最中に求められる、社会福祉のデザインとは？
当事者、担い手、地域から考える

伊原和人（厚生労働省保険局長）

2025年は団塊の世代が後期高齢者になるということで地域包括ケアシステム構築の目標到達点であった。そして今後は2040年が目標となる。

2025年までどうであったかが問われ、2040年に向けてどうするかについて人口構造の変化や法律、施策の変化を示しながら言及するととても分かりやすい講演であった。全国的には6年前に予測した要介護認定者などの数値が実際には少ないという。それは介護予防の効果かと推測される。伊勢市ではどうであろうか。今後も健康寿命の延伸が様々な課題を克服するのに有効である。

少子高齢化、人材不足という課題への対応としてはデジタル化や外国人人材の登用などに積極的に取り組まなければならない。

デジタル化に関してはマイナンバーカードの活用はもはや避けることはできない。健康保険証との紐づけで非常にまずい点があり、個人情報に関して不安で気味が悪いという事案があったが、調査は終了しているとのことである。マイナ保険証で医療費が少し安くなることや高額医療の限度額申請の手間が省けることや薬の重複処方がなくなることなど、メリットについてももっと知るべきである。

2040年に向けて75歳の次は85歳対策に目を向けなければならない。

医療、介護、障害の報酬は全国一律のものであるが地域に応じて地域単位で制度運営を考える時代がやってくるので地方議員の役割も大きくなるであろうと感じた。

アメニティフォーラムでは、国全体の福祉の流れや方策についてと、現場の声を聴くことができる。有意義な3日間であった。